

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社ヤマキフーズ

次世代育成法の理念に基づき、従業員が仕事と子育てを両立し、その能力を活かすことができる就業環境の向上に寄与するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日 ～ 2030年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1： 柔軟な働き方を拡充するため、次の措置の適用拡大を実施する。

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ 短時間勤務制度

＜対策＞ 適用対象を小学校就学前までの子を養育する者から、小学3年生修了までの子を養育する者に拡大する。

- 2025年4月～ 育児休業規程改訂・導入・運用開始
～ 社内報及び社内イントラネットにより従業員へ周知

目標2： 所定外・深夜労働の制限（残業免除）措置の適用拡大を実施する。

＜対策＞ 適用対象を小学校就学前までの子を養育する者から、小学3年生修了までの子を養育する者に拡大する。

- 2025年4月～ 育児休業規程改訂・導入・運用開始
～ 社内報及び社内イントラネットにより従業員へ周知

目標3： 2030年3月までに、不妊治療と仕事との両立に寄与する制度を導入する。

＜対策＞ 不妊治療休暇制度または休業制度の導入

- 2025年4月～ 不妊治療支援に関する情報収集及び関係研修会・勉強会への参加
- 2026年4月～ 関係従業員からの意見収集
- 2028年4月～ 規程化へ向けての検討会実施
- 2030年3月～ 不妊治療休暇制度または休業制度の導入・運用開始
～ 社内報及び社内イントラネットにより従業員へ周知

目標4： 2030年3月までに、結婚または出産理由による離職者の復職を促進する。

＜対策＞ 離職時の処遇を考慮した再雇用制度の導入

- 2025年4月～ 関係情報の収集及び研修会・勉強会への参加
- 2026年4月～ 当該従業員からの意見収集
- 2028年4月～ 規程化へ向けての検討会実施
- 2030年3月～ 当該制度の導入・運用開始
～ 社内報及び社内イントラネットにより従業員へ周知